



# 美術工芸品をはじめとする動産文化財の調査とレスキュー

独立行政法人国立文化財機構 岡田 健

## 1 はじめに

“文化財”は、もともと“文化財”と呼ばれてきたわけではない。

それらは、人びとの生活、信仰、儀式などの行いのための場所や空間、その行いに使われた設備や道具であった。それが現代にいたるまで使われ続け、積み重ねられた価値評価とともに伝えられてきたもの、考古発掘によって発見されたもの、長く家の蔵などにしまわれていてその用途が分からなくなっていたが発見され、価値の再評価が行われ、今後に伝えていかなければならないとされたもの、などがある。また、行いそのものとしての芸能や祭り、各種の有形文化財を作り出す伝統的技術、伝統材料の生産方法などが、広く無形文化財として認識されている。

この経緯を振り返るなら、こんにち文化財とされるものは、本来ともに一体として存在していたことが分かる。しかし、文化財保護法がそうであるように、文化財の規定はまずそのジャンルを示すことから始まり、実態としてジャンルごとの価値評価と保護の方法が講じられている。ジャンルごとに優品を選び、その目印として重要文化財・国宝という称号が与えられた。従来博物館では、この優品主義によってジャンルごとの作品を並べるだけの展示が行われていた。しかし、それでは個々の文化財の本当の姿が分からないという反省から、例えば展示室に茶室を再現し、絵画や書を壁に掛け、茶道具を畳の上に置くという展示、さらには茶会そのものを体験する展示が行われるようになっていく。

歴史的建造物が自然災害等により被害を受けたとき、被害の度合いによっては建物内部への立

ち入りが制限されるため、建造物の専門家だけによる被害診断が行われ、動産文化財の専門家がある中にある美術工芸品や文書、道具類などの保全について、必ずしも十分な対策を取ることができない、ということが課題とされている。またそもそも、両方の専門家が一緒になって被害状況の確認作業を行わないため、時には「撤去」と判断された建造物の解体作業によって、中にあったものが知られずに滅失してしまう場合もある。

とは言え、建造物の専門家に動産文化財の価値判断の能力を身に付け、現場での判断を求め、さらにその搬出・救出までの責任を課すのは困難である。ここでは、建造物の専門家のために動産文化財への注意事項を挙げ、災害の種類と内容に応じた対応の手順、その考え方について述べる。

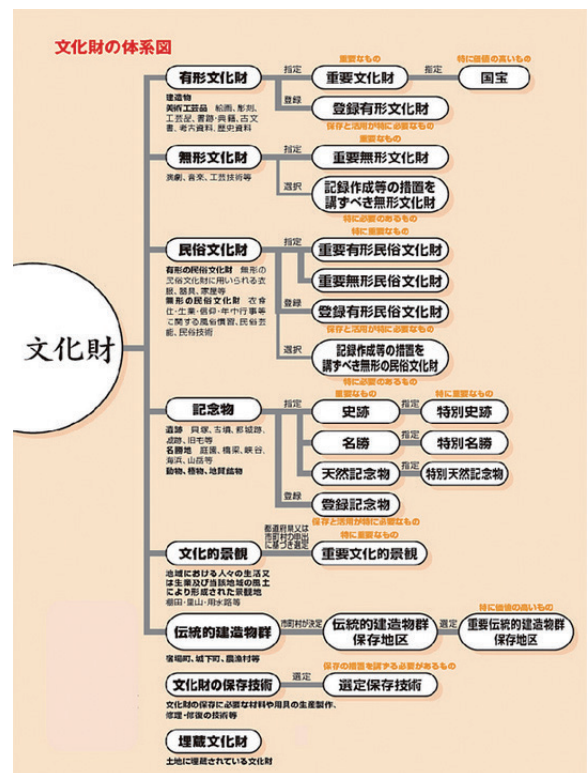


図-1 文化財の体系図

## 2

### 歴史的建造物が保有する美術工芸品をはじめとする動産文化財

古代・中世・近世に築造され現存する建造物は、主に寺社や城郭などのいわば公的な組織の施設であり、その内部に置かれていた物は歴史の変遷とともに移動し、内容にも変動があったが、現在の所在情報はすでになりに把握されており、多くは博物館などの施設で管理されている。

これに対して、江戸時代後期以来の構造が残る商家・農家の居宅や蔵などの施設は、歴代の生活に使われた道具類が蓄積されており、地域の歴史学・民俗学・美術史学の研究者による調査が行われていたとしても、研究者の関心がジャンルや時代に対して限定的であればその全貌は把握されていない。

例えば江戸時代末期に築造された商家であるなら、150年という時間を経て、その家屋や蔵には数世代にわたって用いられた道具・調度・衣装類が蓄積されており、その職業に応じて様々な文書類が残されている可能性がある。

平成28年4月の熊本地震で被災した熊本市内の一軒の商家からは、揃いの輪島塗の膳物の食器が大量に救出された。箱には明治20年代の文字があり、往事のこの家の豪勢な生活ぶりを示すとともに、当時輪島漆器が九州でも購入されていた産業流通をも示す資料であると言える。この家に関しては被災した蔵は倒壊の危険はないものの屋根に破損があったのに対して、作業的に危険であるという理由でブルーシートがかけられておらず、6月の梅雨入り以降浸水が続き、7月の救出作業時にはほとんどの物に水が被っている状態で、屏風などの調度品は水濡れやカビの被害が甚大になっていた。もとは古い薬問屋であったことから市立博物館の学芸員と高齢の当主とは面識があったが、登録文化財への指定を拒否していたという経緯があり、行政の文化財担当との間には一定の距離があった。

このため、地震発生後に建造物としてもすぐには保護のための対策が十分に取られておらず、家内の道具類やその他の品々に関する調査も行われておらず、これを文化的な資料と位置付けることもそれまでになかったため、梅雨による浸水と温度・湿度の上昇の中でなすすべもなく劣化が進行していた。

## 3

### 災害の種類と文化財の被害

自然災害の種類は様々である。地震・台風・火山噴火・豪雨・豪雪・雷などの自然現象は、さらに津波・高潮・大風・洪水・土石流・土砂崩れ・火災などを誘発する。

建造物はこれらによって、倒壊・傾斜・断裂などの形状的な被害を受ける。それと同時かあるいは少し遅れて、土石の流入、浸水が発生し、内部の破壊と汚損が進む。火災の発生は、焼損の被害のみならず、消火活動による水や消火剤の使用によってさらに水濡れの状態を生む。内部に存在していた動産文化財にとっての危険は、建造物破壊の直接的な圧力によって損壊するだけでは済まない、というものである。

屋根や壁に発生した建造物の亀裂については、普通は速やかにブルーシートを被せて内部を保護する処置がとられるはずだが、それでも季節によってはさらに梅雨や豪雨が被災地に追い打ちをかける場合がある。何よりも課題とすべきことは、ブルーシートをかけるという行為が必ずしも内部に所在する動産文化財についての正確な認識を持ったうえでなされているわけではない、ということである。その認識があったなら、単にブルーシートで養生をした、ということに止まらない、より良い対策が講じられているはずである。

## 4 事前の備え

150年を経た建造物には、多くはその建物と同じ時間を過ごした歴代の家人の生活を示す品々が残されている。これを前提として考えるならば、歴史的建造物の所在調査とその建造物が保有する動産文化財の内容に関する調査とは、本来一体的に行われるべきである。

地域の博物館や大学の研究者たちがその家を対象として悉皆的な調査を実施し、目録を作ることが行われれば、所有者の状況によっては事前に公的な機関が預かるという措置が取られる。すべての内容を把握する悉皆調査の実現は容易ではないが、どこにどういった資料があるかというおおよその所在情報を得ておくだけでも、災害発生時には迅速な対応の根拠となり得る。もちろん、建物内部の所有物についての調査は、個人住宅においては財産的なリストが外部に出ることになるので、誰でもが行えることではなく、地元自治体の文化財担当等の理解も得た慎重な作業が求められる。

## 5 災害により動産文化財に被害が出た場合の対応手順

一般に自然災害によって被災した動産文化財の救出作業は以下の手順で実施される。

「歴史的建造物の内部に所在する動産文化財を救出する」ということは、以下の作業が発生するということである。

- (1) 被災状況調査
- (2) 作業内容設計
  - ① 作業工程の設計
  - ② 必要とされる資材・機材の確認
  - ③ 人材の選定・招集
  - ④ 運送手段の確保
  - ⑤ 保管場所の確保
  - ⑥ 経費の調達

これらの項目は一体的に設計されるもので、順序はない。

保管場所は、救出される文化財の状態によって、博物館・美術館の施設内に入れられるものから、カビなどによって汚染されているため保管場所へ入れる手前の段階でクリーニングをする場所を確保し、そこから隔離的に一時保管する場所に入れる場合もある。水損（水に浸かるなどして、変形、腐乱、微生物による汚染等の状態）資料が大量に出た場合、書籍や文書類は速やかにいったん冷凍保存し、その後に乾燥とクリーニングの方法を講じることが一般的になってきている。

- (3) 救出作業の実施
- (4) クリーニング等の安定化処理
- (5) 一時保管：所有者に安全に返還できるまでの措置として

## 6 建造物の破損と動産文化財の避難・救出

台風や豪雨、それに伴う洪水など、すでに水とともに襲ってくる災害に対しては、建物の損壊と同時に内部の動産文化財は水損の被害を受ける。しかし災害が地震だけで、かりに動産文化財に物理的な損壊があったとしても、まだ水が襲ってきていない状況であるならば、それらが雨水などによって濡れてしまう「二次災害」の発生を避けなければならない。

特にカビなどの微生物の発生の有無によって、災害後の処置作業に費やす時間と経費、作業者の精神的・肉体的負担はまったく違うものとなるので、水で濡らさない、濡れたらできるだけ迅速に救出し処置作業を行う（ほぼ1週間以内）、という原則を確立したい。汚れないうちに避難させることができれば、普通の博物館施設での保管すら可能である。

- (1) すでに構造的な破損、カビなどによる汚



損が進行している場合→救出・処置・保管

(2) まだ被害が出ていない場合

- ① 建物内部の安全な場所に置く＝救出をしなくても良い、という判断があるなら
- ② 建物の倒壊、あるいは雨水等によって水損する可能性がある場合→救出・保管



写真－1 被災した民家からの資料救出活動

画像提供：NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク

(撮影 斎藤秀一)

## 7 行政・専門家・所有者の関係

文化財保護法の改正に伴い、地方自治体には文化財保護のための地域計画の策定が求められ、そこでは指定文化財のみならず未指定文化財をも含んだ包括的な保護の体制づくりが必要となる。

この作業は行政の担当者のみならず、地域の博物館・美術館・資料館などの学芸員、大学や高等学校の教員を含む研究者との連携が必要である。これらの組織に所属する専門家たちは、各地で日常的に地域の文化財・文化的資源についての研究を行い、職務を遂行すると同時に、地域における「資料保全ネットワーク」という組織を結成し、その情報と研究者間のネットワークをもとに、災害発生時には個人住宅などから文書・絵画作品・民俗資料などの救出活動を実践している。地域「資料保全ネットワーク」は現在、全国21か所で結成されており、災害時

に行政が動けない時でも、積極的に救援活動を行っている。この「資料保全ネットワーク」と日常的な連携体制を作ること（例えば相互の研究会での情報共有など）によって、旧家の建物と中にある動産文化財を一体として保全する方法を見出していくことが可能になる。

## 8 結び

平成30年の西日本豪雨災害を例にするまでもなく、毎年の光景として洪水被害のあった一般の家庭から大量の家財道具その他がゴミとなって廃棄され、道路の半分を埋め尽くす様子が見られる。その中には、所有者が文化的に価値のあることを知らずに捨てているものもある。それに対して、歴史的建造物はそれ自身が歴史的・文化的に価値のある動産文化財や地域の資料を保有していること目印となっている。動産文化財と建造物の専門家が災害時の注意点を共通の認識とし、協力することによって、被災した歴史的建造物からの動産文化財の滅失・流失は、極力免れることができるはずである。

註 資料保全ネットワーク（史料ネット）は現在21か所に結成されている（巻末資料参照）。全国の資料ネットについては、阪神・淡路大震災後の平成7年2月に被災した歴史資料の保全を進めるために関西の歴史学会関係者、大学院生、博物館、文書館、図書館関係者、郷土史研究者などにより結成された「歴史資料ネットワーク」のホームページ（<http://siryo-net.jp>）で「リンク」から「各地の資料ネット」に入ると詳細な情報が掲載されている。